

平成 24 年
6 月定例会

10 月 1 日
から施行

を 制定

原案可決（賛成全員）

常任委員会に付託して審査

条例の要旨

暴力団は、近年、従来の伝統的な資金獲得活動に加えて、巧妙かつ合法を装いながら、各種民事や行政にさえ介入してきました。県民の安全で安心な生活を確保するために、群馬県は暴力団排除条例を制定し、昨年 4 月 1 日から施行されています。

これを受け、玉村町でも県条例でカバーできない町の事務事業について、独自の条例を新たに定める必要が生じました。

第 2 回定例会は、6 月 7 日から 15 日までの会期で開かれました。町長から、専決処分、条例制定・改正、補正予算など 11 議案が提案され、慎重審議の後、すべて原案のとおり可決しました。一般質問は 11 議員が行い、2 日間にわたって論戦を展開しました。最終日には、追加提案された 2 議案（工事請負契約の締結・人事案件）を議決し、9 日間の会期を閉じました。

内容

- ① 町の公共工事などに、暴力団の入札参加をさせない。
- ② 下請けからも、暴力団排除を義務づける。
- ③ 契約者または下請けが不当要求を受けたら、町への報告を義務づける。

*さらに、町の公共施設からの排除、町民保護のために警察との連携を深める、などを骨子とするものです。

条例の改正

町の各条例から「外国人登録」に関する表記を削除

原案可決（賛成全員）

平成 24 年 7 月 9 日から外国人登録法が廃止されたことに伴い、外国人住民も日本人が適用される住民基本台帳法の対象になります。

その他の議案

20 年経過した第 4 分団の
消防ポンプ自動車を更新

原案可決（賛成全員）

- 購入価格…………… 1 8 1 3 万 9 5 8 0 円
- 契約業者…………… 温井自動車工業（株）
- 契約方法…………… 指名競争入札



玉村町から暴力団を排除するために

「玉村町暴力団排除条例」



玉村町交番

総務

- 委員から出された主な意見
- ・この条例で本当に町民を守れるのか
 - ・露天商などに紛れ込んだ暴力団員を見分けることができるか
 - ・玉村町は町民を守る本当の覚悟があるか

この条例によってすべてを解決できるとか、個別の暴力的な事案に対して、町民を完全に守ることはできませんが、県と町が、考え方や精神を共有することが大切だと考えます。

雨水対策事業として 幹線水路の整備を実施

原案可決（賛成全員）

大雨による道路冠水や住宅への浸水被害を解消するため、下新田市内の都市計画道路 斉田・上之手線内にボックスカルバートを設置。工事延長は80メートル。

- 契約金額…………… 5512万5000円
- 契約業者…………… 田中建設(株) 玉村支店
- 契約方法…………… 条件付き一般競争入札



人事案件

この人に決まりました

公平委員

齋藤正彦氏(再)

川井・昭和5年生